

★再チャレゼミ

人権保障について

法律用語＝定義は押さえておかないと当てはめできない

Ex)ヘイト運動（デモ行進）

ビラ配り（広告）

同性婚

クローン技術

核開発設計図の作成

① 行為がある

→その行為は憲法上保障されるものである。

(1) 表現とは？

(2) 当てはめ

(3) 行為は憲法により保障される。

*なんで表現行為かという説明をする必要がある。

・頭の中は常に三段論法

取材の自由とか報道の自由などの判例上認められているものを介在させて
保障を論証する

・三段階審査

憲法〇条に違反するか？

＝公権力の規制（制約）が、憲法で保障された〇〇の自由（権利）を侵害するか *人権

↓

① 権利保障の有無

② 制約の有無

③ 侵害の有無

②

司法試験の問題に条文がついている理由

→何条が①の権利をどのように侵害しているかを書かないといけない。

〇条〇項が～という形で、①の権利を制約

市長の～命令というのが、～の形で、①の権利を制約

=具体的に特定する

③

=②は、①が公共の福祉に反しないにもかかわらずにされているか？

→比較衡量論（ただわからない）

=明確な審査基準の必要性

・権利の性質【比較考量の要素の中ですごく大事】

（薬事法は自己実現にかかってくる（なりたいたいものになれない）だから、二重の基準論とは異なり厳しい審査基準）

→人格に近いものほど重く見てあげる必要性

・制約の程度

Ex)ビル・工場街でのみ畑をして良い

→いい作物を育てられない=制約重い

・裁量（政策・専門）

3点を分析することによって審査基準が出てくる（この人権ってどんだけ重要か？）

おすすめは判例の言葉を使ってあげる

目的手段審査

・規制の目的—重要性・正当性（立法事実・憲法上の権利を守るためのものであるか・今対応すべきか）

・規制の手段—必要性（目的達成のために役に立っているか・そうだとすると色々なやり方があるなかで1番最小のものをとっているか（場合による））

—相当性

*事実を常にどう評価するかを普段から考える

目的でできたとしても必要性・相当性は「仮に～」で書く